

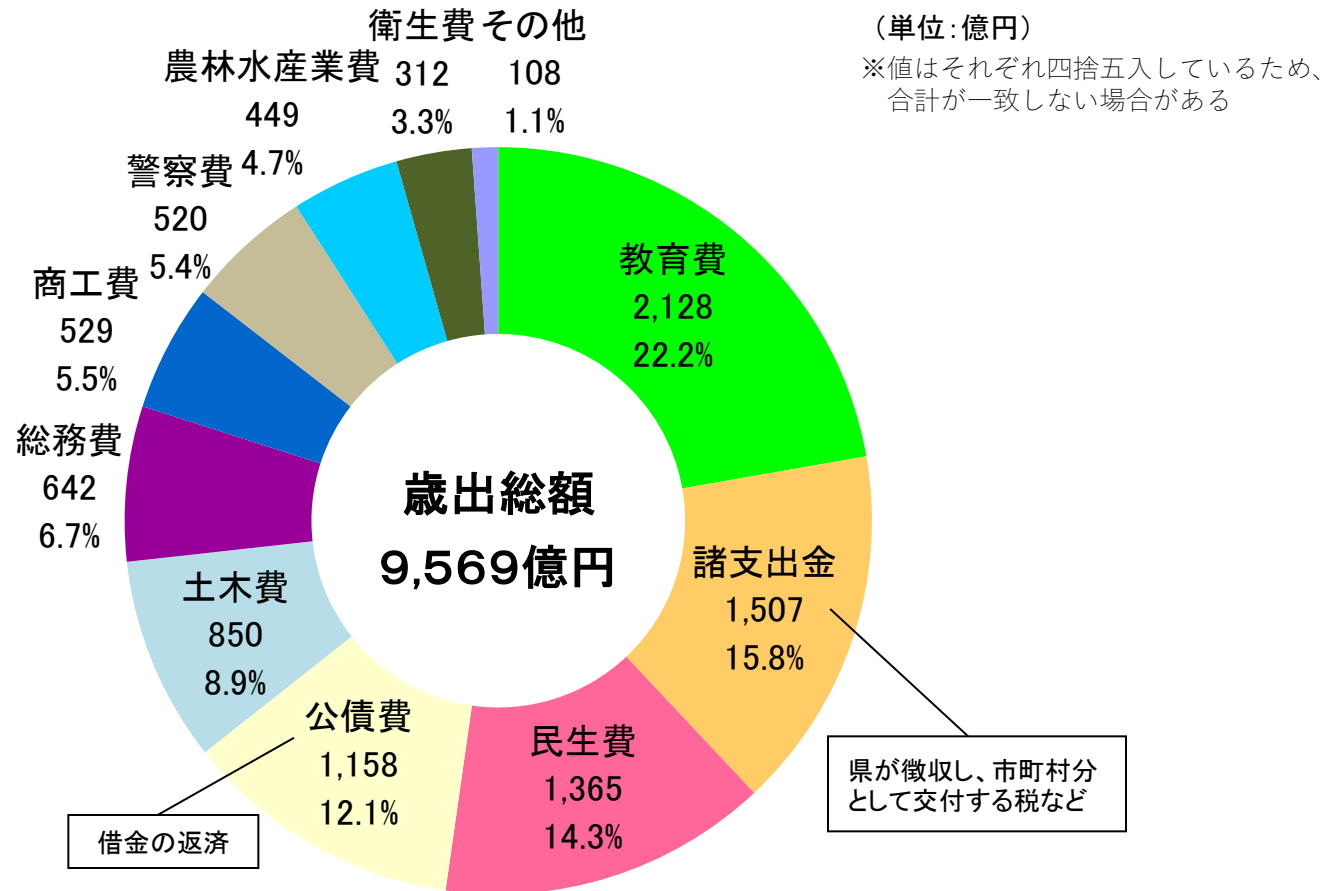
岐阜県の財政状況

令和 8 年 8 月

岐 阜 県

1 令和8年度一般会計予算

グラフ① 歳出内訳



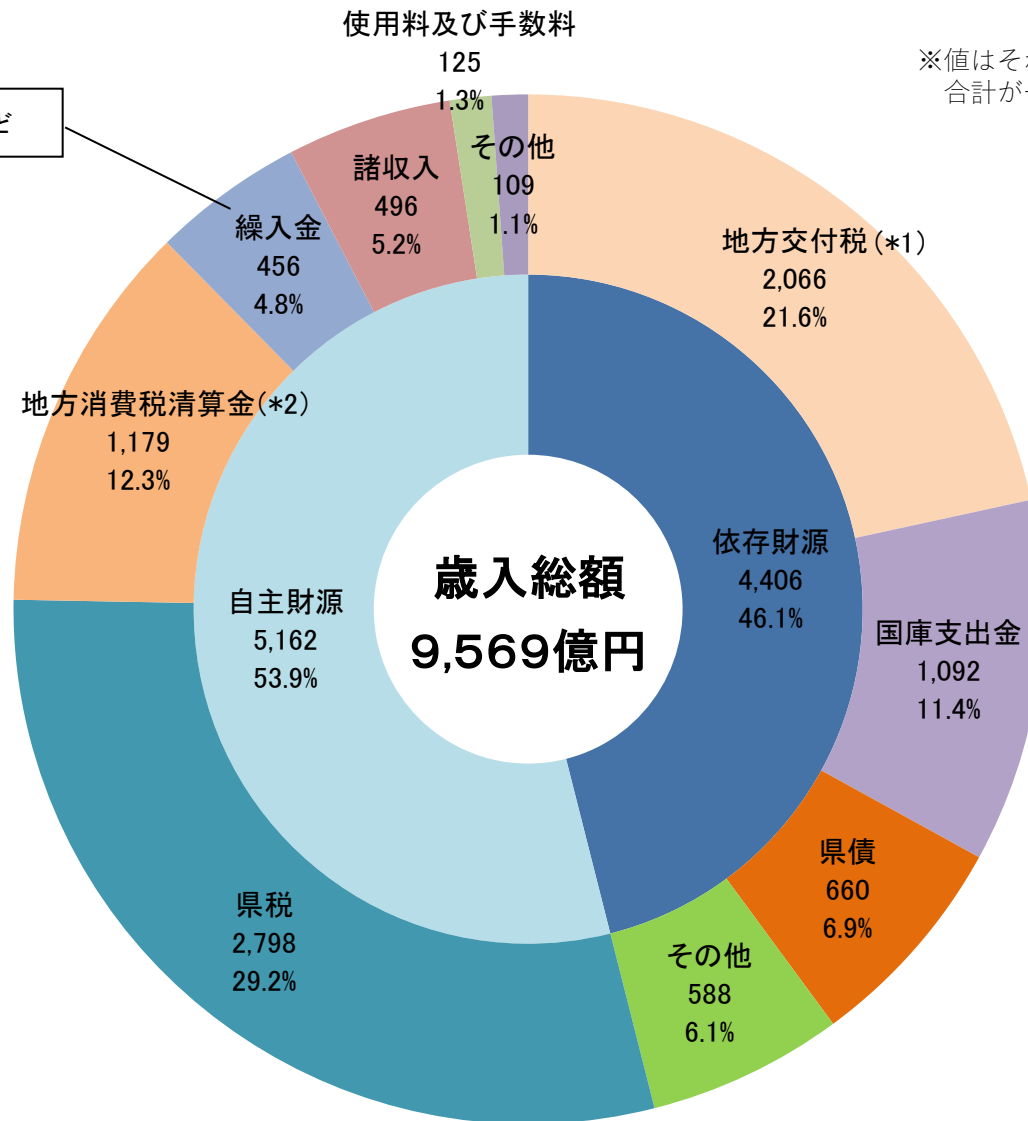
- 予算規模は9,569億円(R7. 6月補正後 9,244億円、+325億円、+3.5%)となっています。
- 教育費、諸支出金、民生費が大きな割合を占めており、過去の借金(県債)の返済(公債費)は12%程度となっています。

グラフ② 歳入内訳

(単位: 億円)

※値はそれぞれ四捨五入しているため、
合計が一致しない場合がある

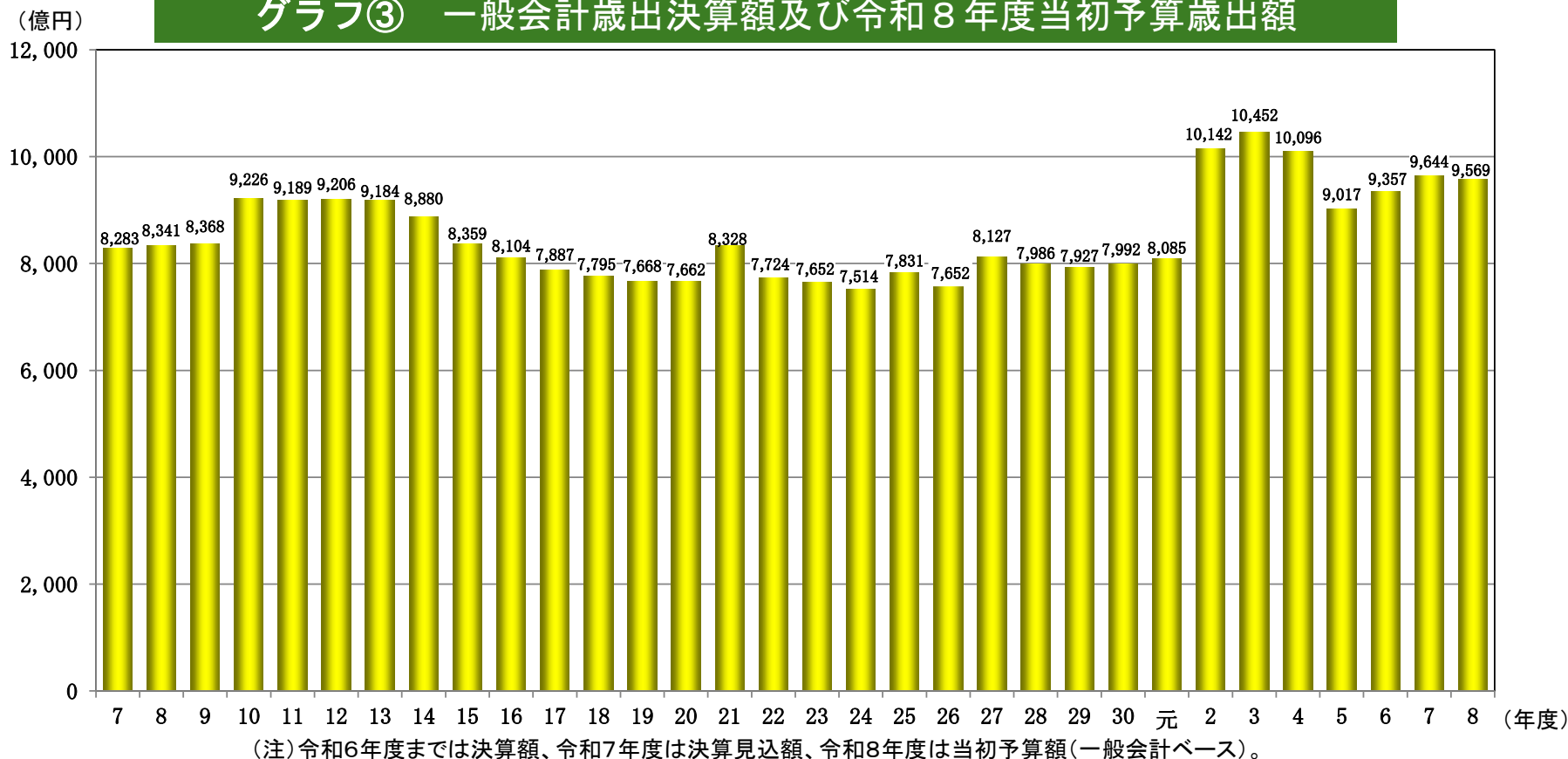
基金(貯金)の取り崩しなど



○ 歳入のうち、国との関係で決まる依存財源が46.1%、残りの53.9%が自主財源となっており、この自主財源のうち大半を占める県税については、地方税法により大枠が決められています。

2 財政規模の推移

グラフ③ 一般会計歳出決算額及び令和8年度当初予算歳出額

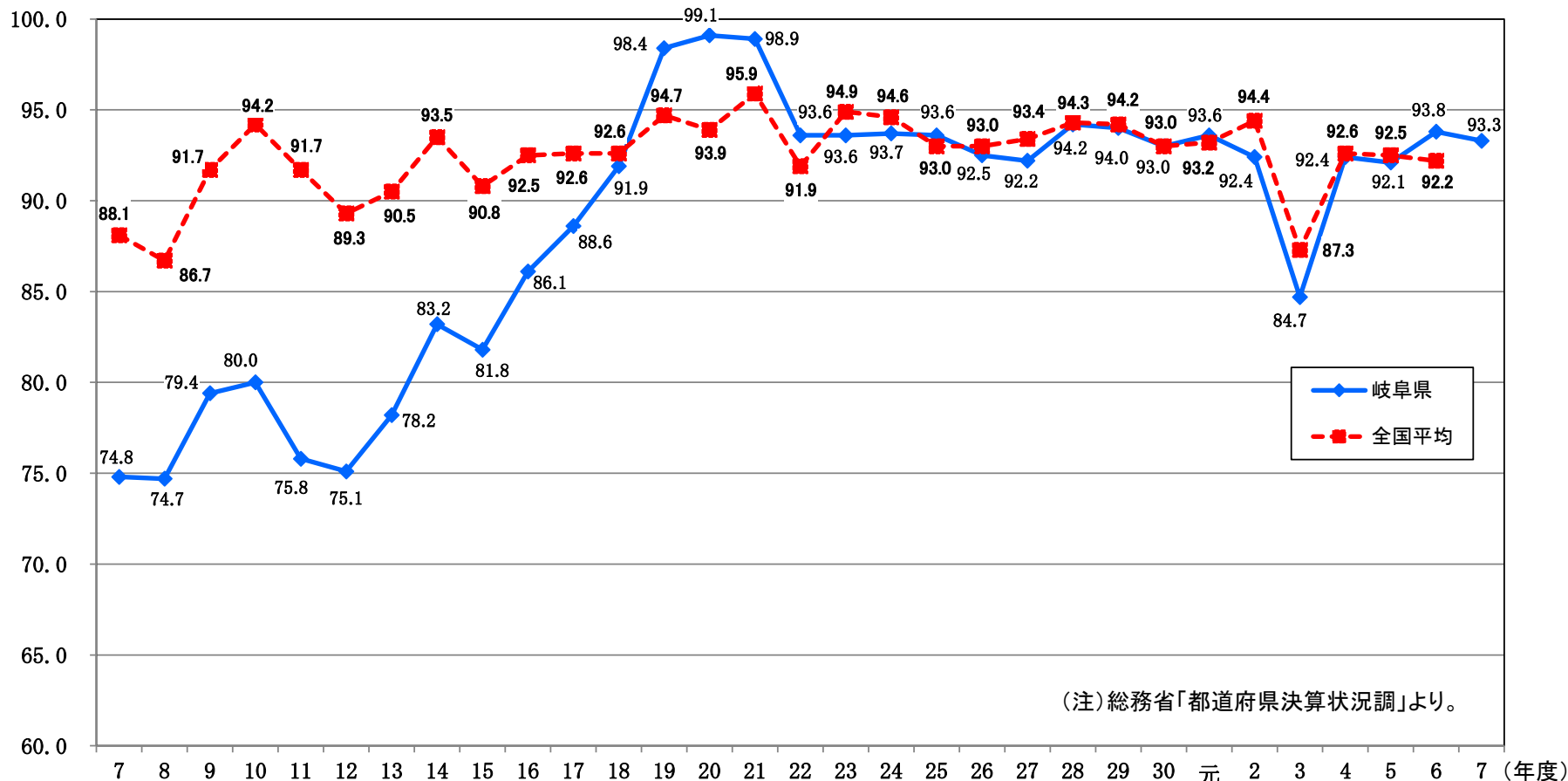


- バブル経済崩壊後の平成4年以降、国は経済対策として公共投資を中心に財政出動を拡大しました。これに呼応して、岐阜県でも投資的経費(公共投資) (*3)を増やした結果、平成10年度には財政規模は9,226億円に達しました。
- その後、国の三位一体改革(*4)や、景気の低迷などにより財政状況が厳しくなったことを受けて、財政規模は全体としては縮小傾向にありましたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症対策や公債費の影響等により増加傾向となっており、令和7年度は9,644億円(決算見込額)となっています。

3 経常収支比率の推移

グラフ④ 経常収支比率（財政の硬直性を見るための指標）の推移

(%)

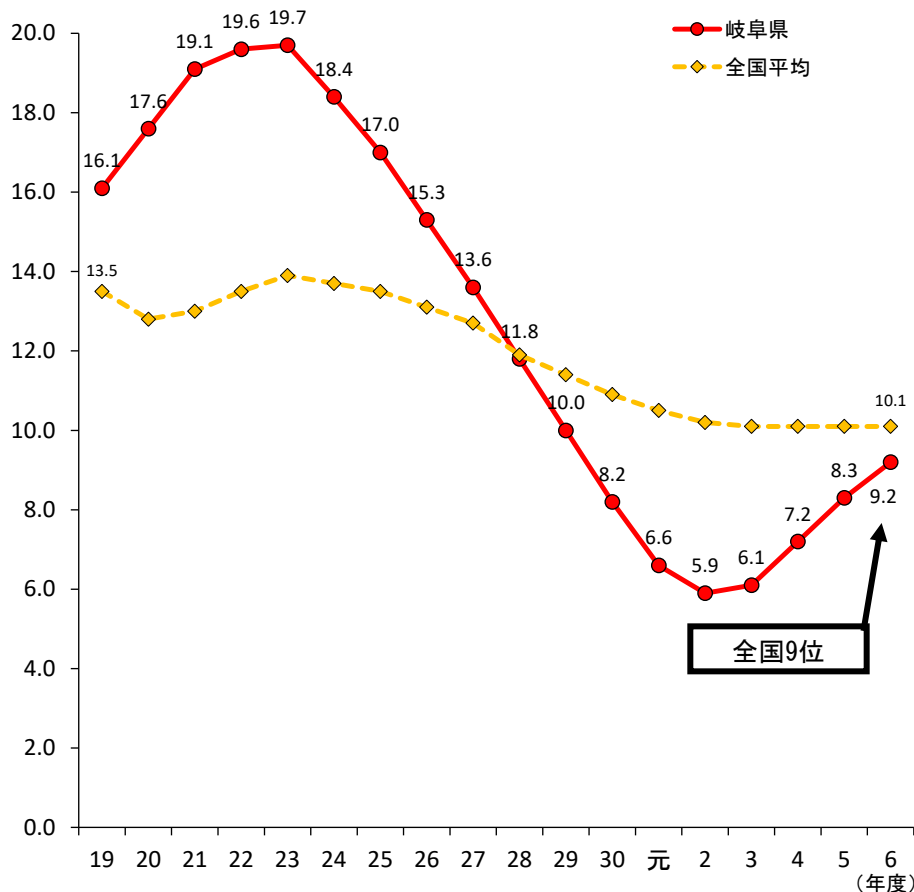


(注)総務省「都道府県決算状況調」より。

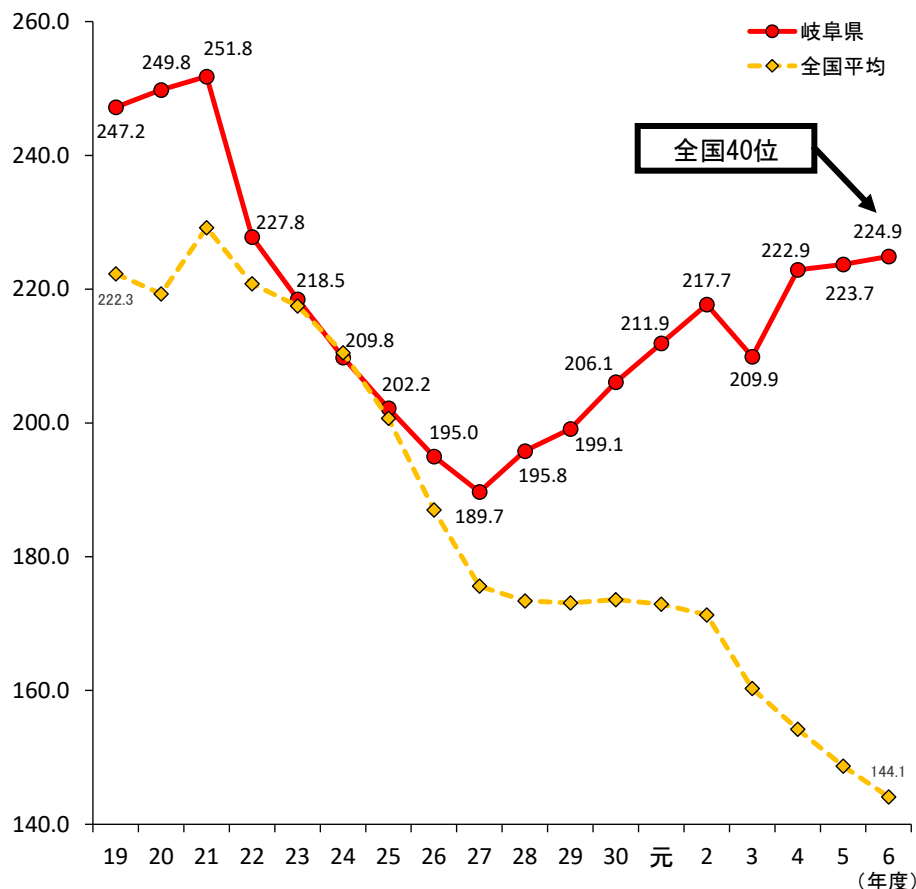
- 経常収支比率は、毎年の使いみちが決まっていない収入（地方税、普通交付税など経常的な収入）に対する、毎年義務的に支出される経費（人件費、公債費など経常的な支出）の割合です。
- 公債費や社会保障関係経費の増加により全国平均を大きく上回っていましたが、行財政改革等に取り組んだ結果、全国平均の水準まで比率が改善しました。

4 実質公債費比率と将来負担比率の推移

グラフ⑤ 実質公債費比率の推移



グラフ⑥ 将来負担比率の推移



○ 実質公債費比率及び将来負担比率は、全国平均が減少傾向にある中、近年は上昇を続けています。

※実質公債費比率：標準財政規模に対する公債費（その年度の償還額）などの割合

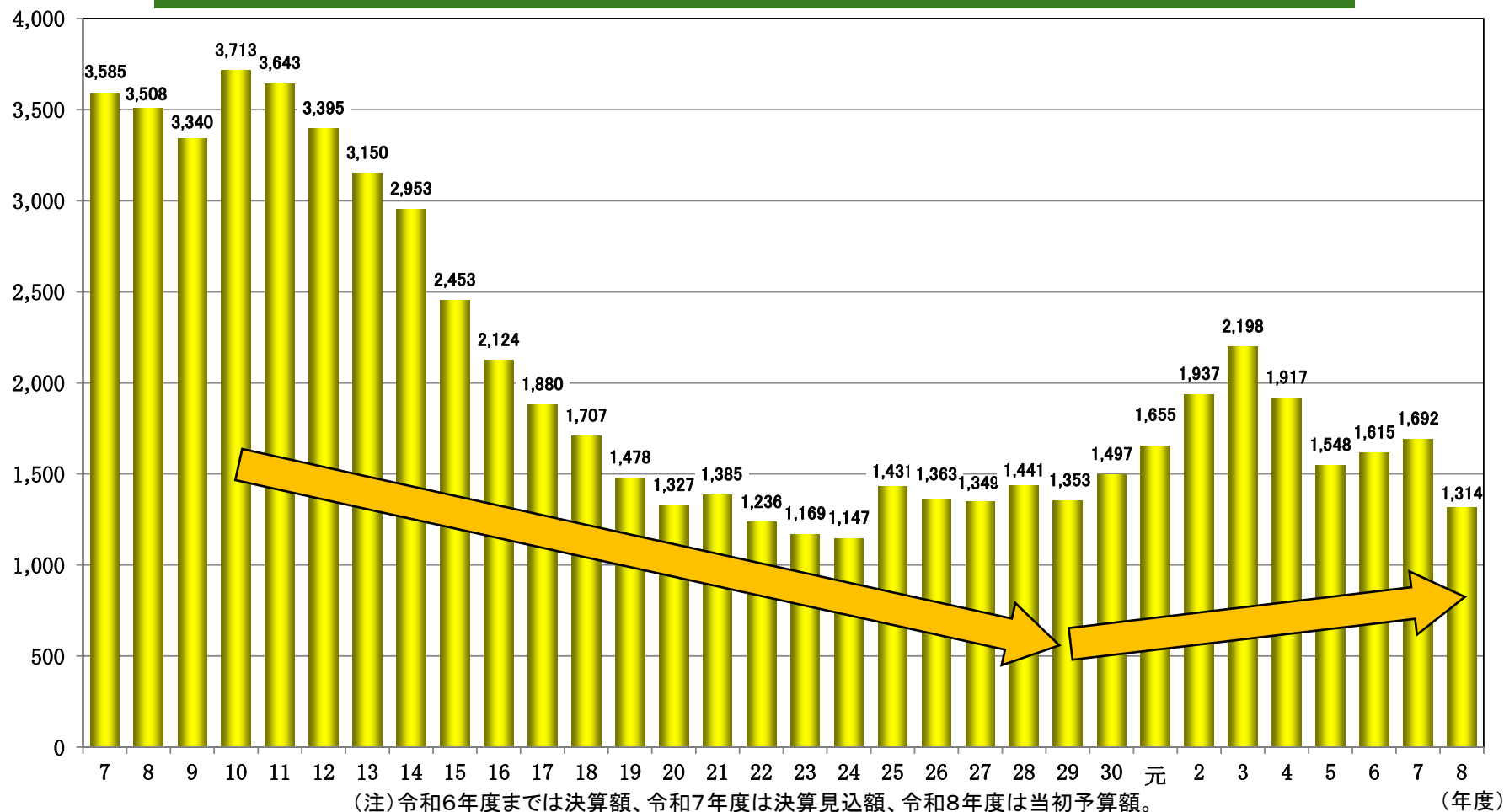
将来負担比率：標準財政規模に対する県債残高（将来の償還額）などの割合

⇒ いずれも低いほど健全

5 投資的経費（公共投資）の推移

(億円)

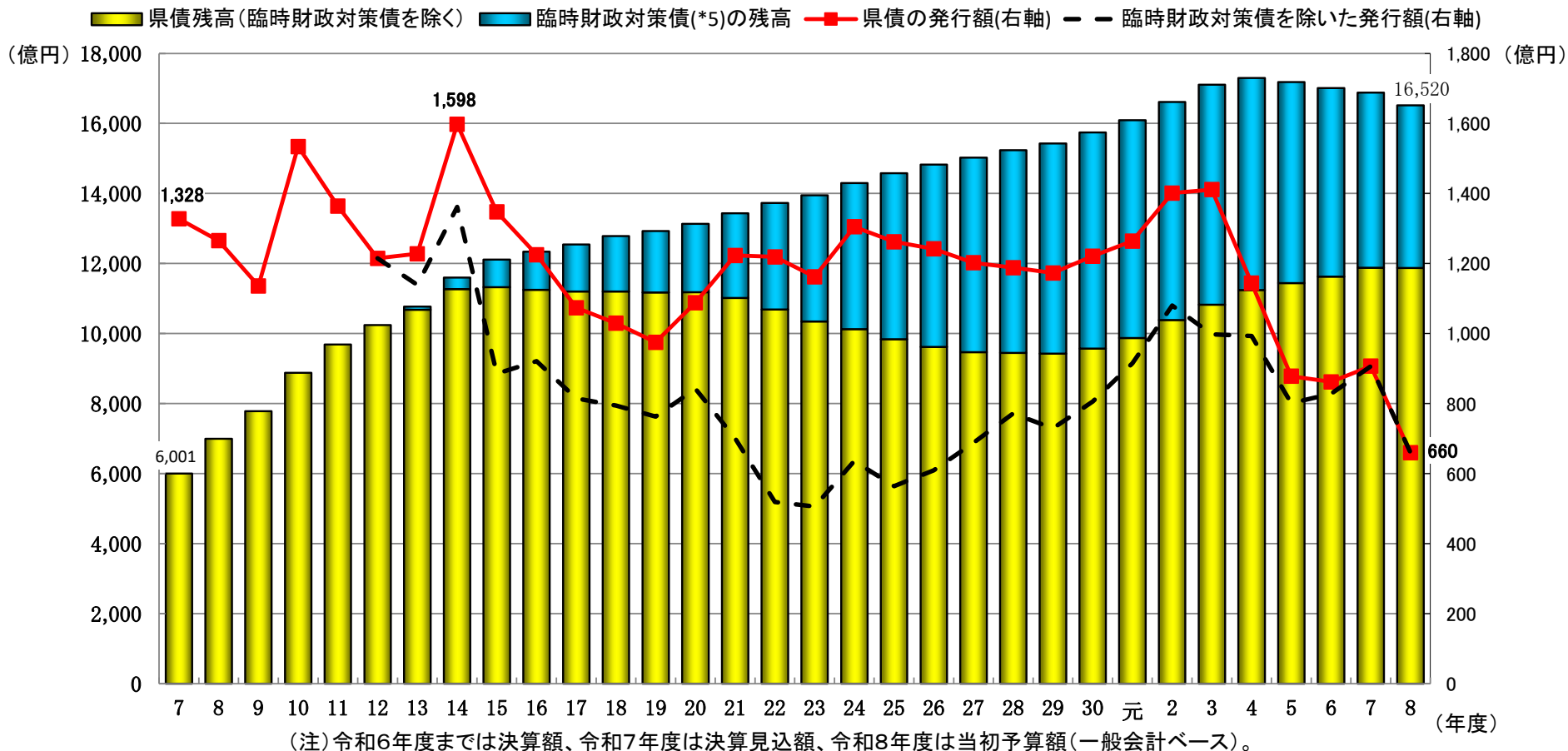
グラフ⑦ 投資的経費（公共投資）の推移



- バブル経済崩壊後、国の経済対策に呼応して、積極的に公共投資を進めましたが、厳しい財政状況を受けて、平成11年度以降抑制基調にあります。
- 近年は、県土強靱化に向けた取組の推進等により、上昇傾向となっています。

6 県債の発行と県債残高の推移

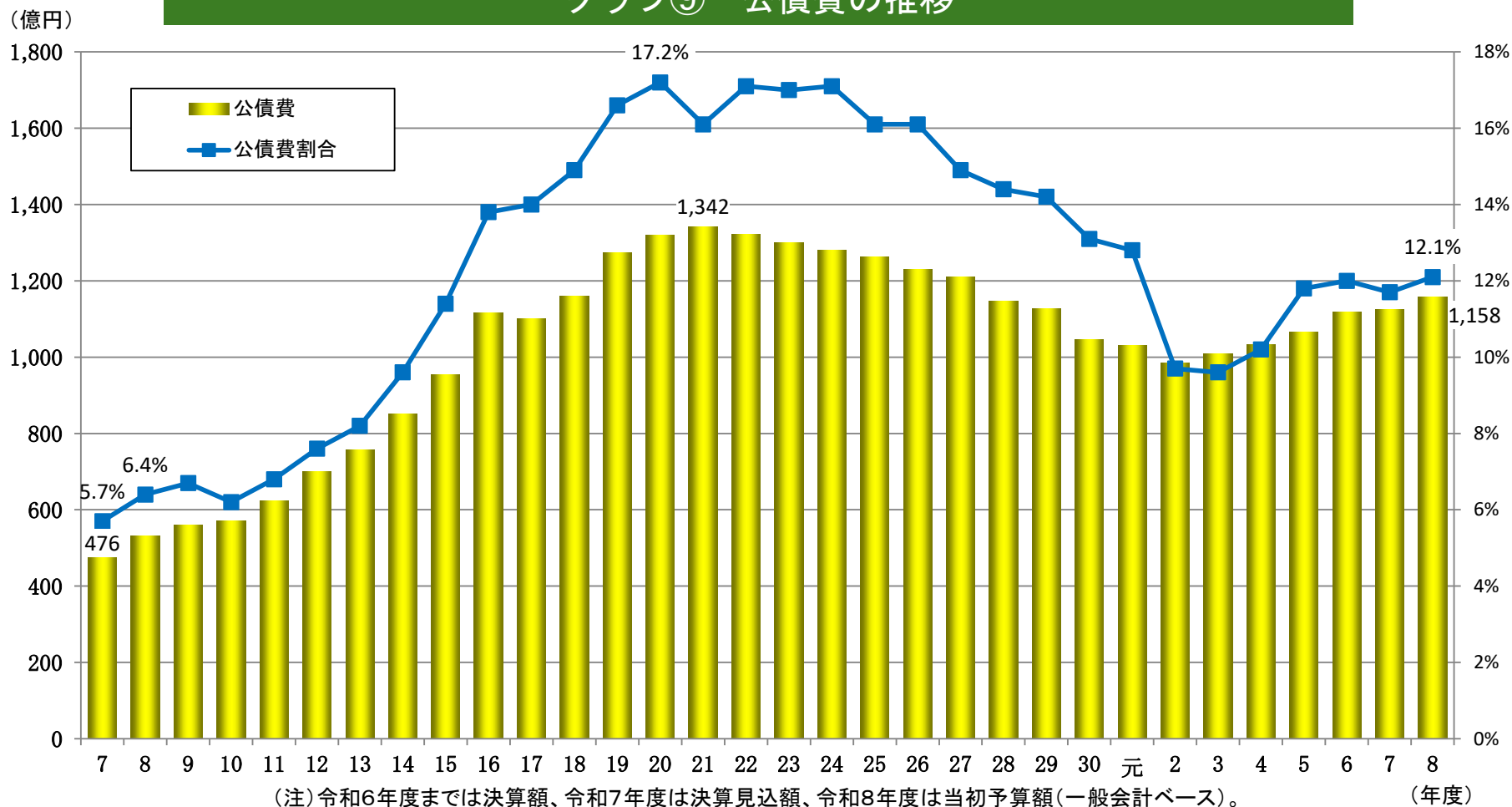
グラフ⑧ 県債の発行状況と県債残高の推移



- 過去、積極的な公共投資を進めた結果、県債(借金)残高が急増したことから、公共投資の縮減などにより、県債発行を抑制してきました。
- 平成25年度以降、防災・減災対策や公共施設の長寿命化対策等の推進に伴い、臨時財政対策債(地方交付税の代わりに地方がする借金)を除く県債発行額は再び増加しています。県庁舎建設の完了により一時的に減少したものの、その後は増加基調で推移しており、県債残高の増加につながっています。

7 公債費の推移

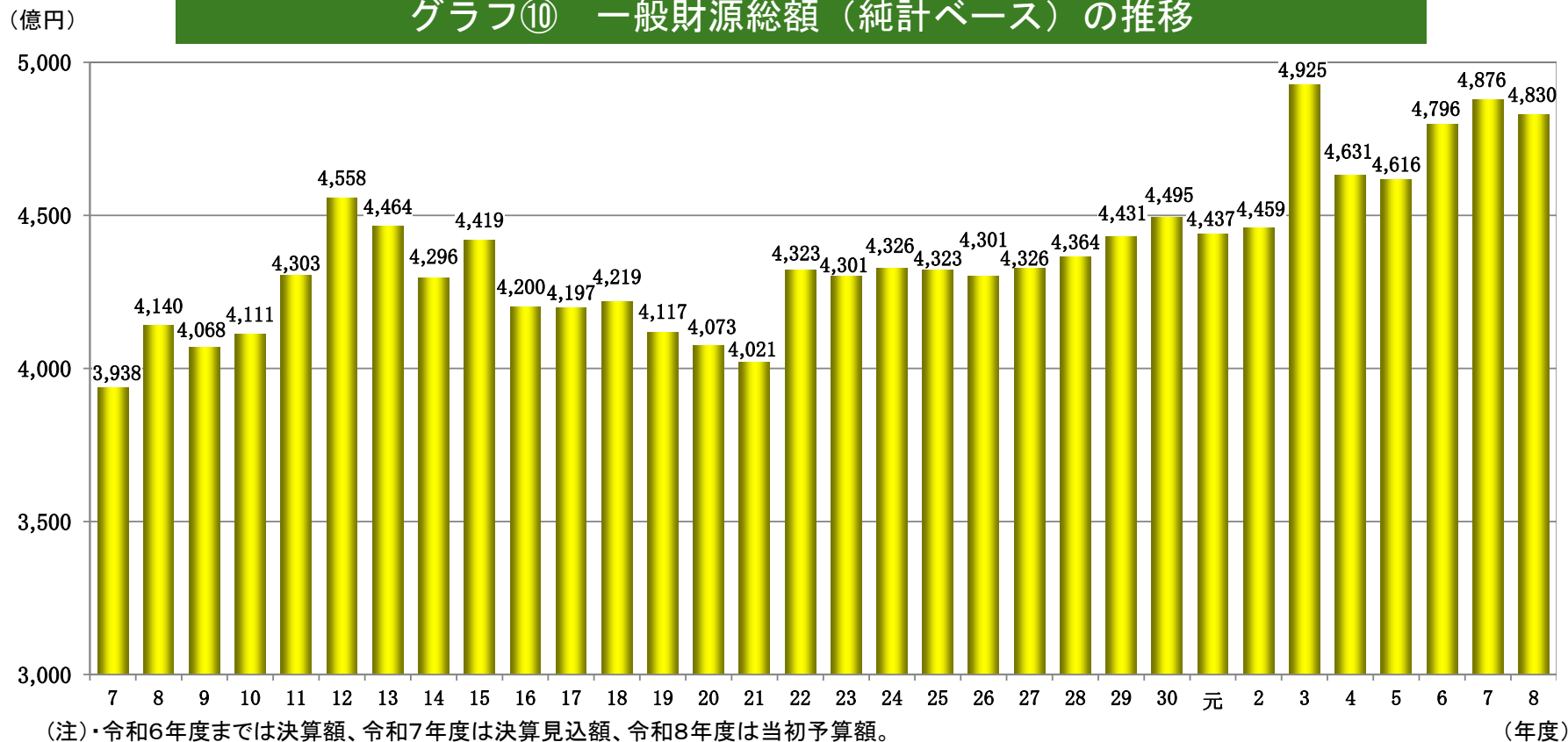
グラフ⑨ 公債費の推移



- 県債(借金)残高が高水準となっていることから、毎年度の公債費(借金の返済)の負担が重くなっており、財政構造の硬直化(*6)を招いています。
- 公共投資の縮減などによる県債発行の抑制に努めたことなどにより、公債費は平成21年度をピークに減少してきましたが、令和3年度以降、増加傾向となっています。

8 一般財源総額の推移

グラフ⑩ 一般財源総額（純計ベース）の推移



(注)・令和6年度までは決算額、令和7年度は決算見込額、令和8年度は当初予算額。

・経年比較するため、三位一体改革に伴う国庫補助負担金から交付金等への振替分や県税のうち税源移譲見込分については除いている。

・平成20,21,29年度および令和2年度は減収補填債(*7)を含む。

・令和3年度の大幅な増加は地方交付税の追加交付が主な要因。

○ 国の三位一体改革が進められた過程で地方交付税(臨時財政対策債を含む)がカットされたことや、景気低迷による税收減などにより、一般財源総額は減少傾向にありましたが、近年、地方交付税の増額等により増加しました。

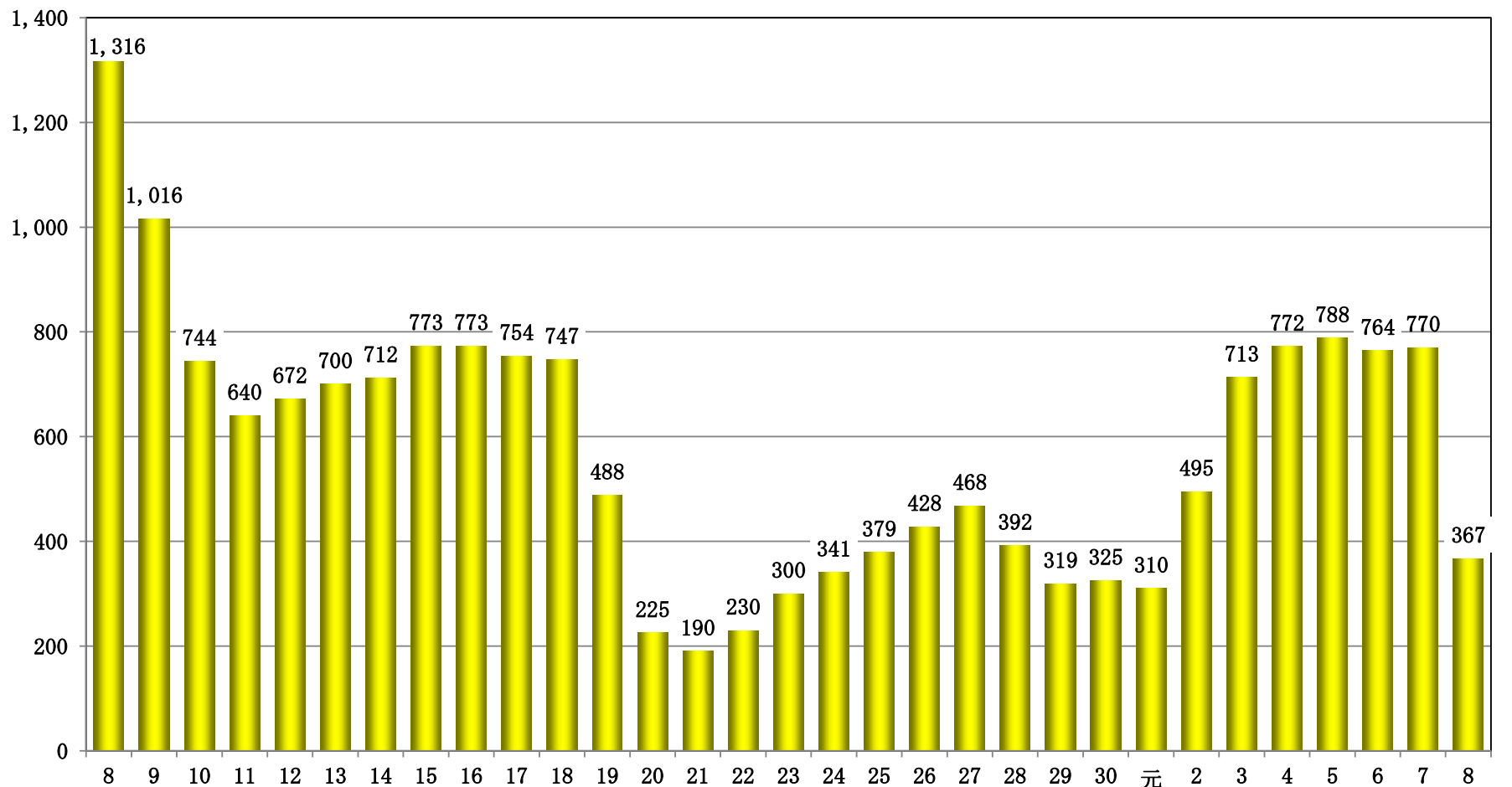
※一般財源総額とは、主に県税、地方交付税(臨時財政対策債を含む)など県の裁量で、どのような経費にも使うことができる財源です。

※純計ベースとは県税の総収入から地方消費税清算金や県が徴収して市町村に交付する税等交付金を除いたものです。

9 財源対策活用可能基金残高の推移

グラフ⑪ 財源対策活用可能基金残高の推移

(億円)



(注) 令和6年度までは決算額、令和7年度は決算見込額、令和8年度は当初予算を踏まえた数値。

(年度)

○財源不足への対応として基金の取り崩しが続いており、基金残高は減少傾向となっています。

10 行財政改革の推進

◆岐阜県行財政改革指針（平成21年3月31日策定）

あらゆる角度から現在の財政構造を見直し、平成25年度当初予算では構造的な財源不足の解消を目指す。

○今後、毎年500億円を大幅に上回る財源不足が見込まれる

○財源対策の効果を加味しても、平成22年度以降毎年300億円を超える財源不足額が残る

→ 平成21～24年度の4年間を「緊急財政再建期間」に位置づけ

◆行財政改革アクションプラン（平成22年3月31日策定）

平成22～24年度までの向こう3年間における構造的な財源不足を解消するための具体的な取組を定める。

財源不足解消に向けた基本的な考え方

1. 赤字予算、「財政再生団体」への転落回避
2. 県民生活への配慮や未来の岐阜県を見据えた政策の展開
…厳しい財政状況の中で、メリハリをつけた見直しを実施

3. 構造的な財源不足の段階的な解消

…平成25年度当初予算までに、以下の対策を実施し段階的な財源不足の解消を目指す

平成22～24年度までの財源対策総額 …… 約920億円

うち（1）歳出削減対策 …… 約373億円

①県事業	: 約202億円	②公の施設等	: 約23億円
③外郭団体	: 約9億円	④補助金	: 約139億円

（2）人件費の削減 …… 約297億円

（3）歳入確保対策 …… 約250億円

◆岐阜県行財政改革指針2019(平成31年3月策定)

◆岐阜県行財政改革指針2023(令和 5年3月策定)

- ・これまでの取組の結果、実質公債費比率などの財政指標が改善されるなど、持続的な財政運営に道筋をつけ、以降も引き続き節度ある財政運営を心がけてきた。
- ・しかしながら、令和3年度以降、増加に転じた公債費は、現下の金利上昇の影響なども加わり、更なる増加が見込まれるほか、老朽化した公共施設の長寿命化や、社会保障関係経費の自然増といった多くの課題に対応する必要があるため、引き続き手を緩めることなく行財政改革の取組を進めていく。

[行財政を取り巻く課題]

1. 県債の累増による公債費の増加
2. 老朽化した公共施設の長寿命化対策等
3. 社会保障関係経費の増加
4. 組織マネジメントの強化
5. 「清流の国ぎふ」づくりに向けた積極的な取組

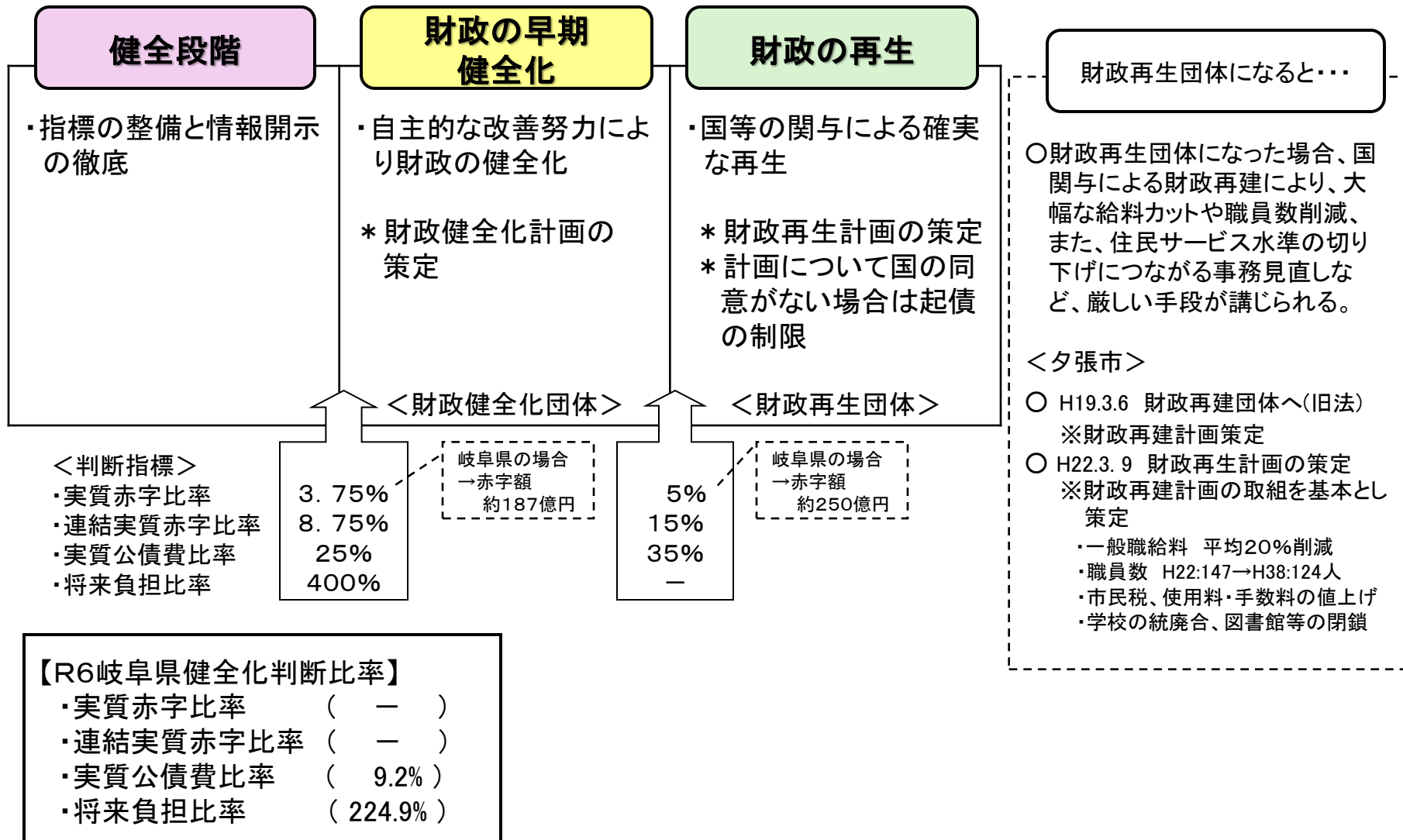
[今後の行財政改革の取組]

持続可能な財政運営を引き続き確保していくため、事業終期が到来する事業の見直しの実施や、将来を見据えた適切な県債発行の管理など、節度ある財政運営の継続に努めるほか、税收確保策としてデジタル技術を活用した納税環境の整備など、歳入確保対策などを進める。

併せて、質の高い行政サービスの提供に向けたデジタル技術の活用、行政課題に応じた組織体制の整備、職員定員の適正管理、人材の確保・育成を図るとともに、新県庁舎への移転も契機としつつ働きやすい職場環境づくりに向けた不断の取組を進める。

【参考】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法) <H19.6月公布>



【用語説明】

*1 地方交付税

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域の住民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するもので、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合の額と地方法人税の額を基本としつつ、国が地方公共団体へ配分するものです。配分にあたっては、各団体の規模に応じて一定の基準のもと収入と支出を見積もり、その支出が収入を上回る額（財源不足額）を基本として交付されます。

*2 地方消費税清算金

道府県税である地方消費税については、その賦課徴収を国が消費税と併せて行い、各都道府県に払い込むこととされており、各都道府県はその払い込まれた額を各団体での消費に相当する額に応じて、相互間で清算することとなっています。

*3 投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校の建設など社会資本の整備等のために支出される経費です。県の財源で専ら行うものもあれば、国から一部財源を受けて行うものなどもあります。

*4 三位一体改革

国において、地方分権の具体策として実施されたもので、「地方税」、「国庫補助負担金」、「地方交付税」の三つの主な資金の在り方がまとめて改革されました。改革は、平成16年度（一部、平成15年度）から平成18年度にかけて実施され、国庫支出金は4.7兆円削減され、そのうち3兆円が地方税として地方に税源移譲されました。地方交付税は5.1兆円の削減となっています。

*5 臨時財政対策債

地方の財源不足を補てんするために、地方交付税の一部を振り替えて発行される地方債のことです。（元利償還金は、後年度の普通交付税で全額措置されます）

*6 財政構造の硬直化

歳出予算の中で、人件費、社会保障関係経費、公債費などの義務的経費の割合が大きくなり、政策的経費の割合が小さくなることを意味します。

*7 減収補填債

地方税の収入額が地方交付税の算出にあたって見込んだ税收額を下回る場合、その減収を補うために地方交付税の振り替え財源として発行される地方債です。